

安全の手引き

～ACTにお住まいの邦人の皆様へ～

在オーストラリア日本国大使館

領事部

2017年 2月

I. はじめに

オーストラリアは世界の中で比較的治安の良い国と見られており、その主要都市の中でも、キャンベラを中心とする首都特別地域（ACT：Australian Capital Territory）は、自然豊かで、政府中枢や治安機関等の本部が集まり、計画的に建設された道路や街並みなど、安全上の配慮もなされ、よく整備された環境となっています。しかしながら、日本と比べると一般犯罪の発生率は高くなっており、日本にいるような感覚でいると不意に置き引きや窃盗などに遭遇することもあり、油断は禁物です。

この「安全の手引き～ACTにお住まいの邦人の皆様へ～」をご参照頂き、皆様の安全対策及び安全意識の高揚の一助としていただければ幸いです。

なお、在オーストラリア日本国大使館領事部は、その管轄地域を「ACT（首都特別地域）」としています。オーストラリア国内の各州各都市の安全情報等については、管轄する総領事館のホームページをご参照いただくなど、下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

管轄州	総領事館	ホームページ	電話番号(代表)
NSW州, NT(北部準州)	在シドニー総領事館	http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm	02-9250-1000
VIC州, SA州, TAS州	在メルボルン総領事館	http://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/index_j.html	03-9679-4510
QLD州	在ブリスベン総領事館	http://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/jp/index.html	07-3221-5188
QLD州(ケアンズ周辺)	在ケアンズ領事事務所	http://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/jp/about/cairns.html	07-4051-5177
WA州	在パース総領事館	http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/jp/index.html	08-9480-1800

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

犯罪や事故にご自身が遭う・巻き込まれるといったことにならないよう、普段から安全の「心構え」を持つことは大切です。お住まいの地域で発生する犯罪の傾向や生活における注意すべき事などを時々お読みになり、「自分の身は自分で守る」という自覚を持つことや、いざという時に適切な対応をとることで、ご自身の被害を防ぎ、または被害を小さくすることができます。

安全の心構えはもちろんのこと、万が一に備えて最低限の準備をしておきましょう。携帯電話に警察や親類などの緊急連絡先を入れる、最寄りの警察所や病院の場所を確認しておくなど、連絡手段を確保する、ご自宅などにおいて防犯設備を整えるといったことも重要です。

日本から当地を訪問する場合は、日本国内とは取り巻く環境が違うことを念頭に入れ、海外にいる開放感から自由な感覚で安易な行動をとることなく、常に警戒心を持ち、慎重な行動に努めることが大切です。

2. 犯罪発生状況（過去3年間～最近）

（1）犯罪発生件数及び発生率

次表は、オーストラリア統計局と日本の警察庁が発表した資料を基に作成した「過去3年間のACTにおける主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率の推移」です。2015年についてはACTの情報に併せて、豪州全体と日本の犯罪発生率を表示して相互の比較ができるようにしておりますのでご活用ください。

「発生率」とは、主要罪種別に人口10万人あたりの犯罪発生件数を表し、治安状況を比較する目安となります。ただし、日本とオーストラリアとは法律、法の解釈、細部犯罪種別が異なり、かつ、統一基準で作成されたものではありませんので、あくまでも目安の一つとして捉えて下さい。

表：過去3年間のACTにおける主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率の推移

年 罪名	2013年		2014年		2015年				ACT と日本 の比較
	ACT		ACT		ACT		豪州	日本	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生率	発生率	
殺人	0件	0.0	0件	0.0	5件	1.3	1.0	0.7	1.9倍
暴行傷害	1,809件	471.8	1,705件	441.7	1,883件	481.8	751.3	25.6	18.8倍
性的暴行	212件	55.3	183件	47.4	219件	56.0	89.9	9.4	6.0倍
略取誘拐	5件	1.3	4件	1.0	4件	1.0	2.2	0.2	5.0倍
強盗	147件	38.3	162件	42.0	133件	34.0	37.7	1.9	17.9倍
侵入盗	2,069件	539.6	2,230件	577.7	2,480件	634.6	775.9	68.0	9.3倍
自動車盗	675件	176.1	752件	194.8	969件	248.0	217.0	10.9	22.8倍
他窃盗	9,329件	2,433.2	8,865件	2,296.6	10,759件	2753.1	2139.2	556.5	4.9倍

出典：オーストラリア統計局「RECORDED CRIME-VICTIMS(2015)」及び日本警察庁「警察白書(平成28年版)」

(「発生率」：人口10万人あたりの犯罪発生件数を表す。「豪州」データは比較のための参考)

（2）ACTにおける犯罪の傾向と対策

ACTでは豪州全体と比較して、犯罪発生率は自動車盗を除き全般的に低い数値となっておりますが、日本の犯罪発生率と比較しますと、高い数値となっております。犯罪別に日本に比べ約2倍から20倍近くとなっております決して安全であるとは言えません。特に暴行傷害、強盗、自動車盗の犯罪発生率が高くなっており、また、侵入盗と自動車盗はここ最近増加しています。冬よりも夏、昼間よりも夜間に発生する場合がありますが、季節や時間を問わず、不在時は家のドアや窓の鍵を閉める、車の中に貴重品を放置しないなど安全対策を講じる必要があります。以下は具体的な注意事項ですので、みなさまの日常の安全対策にご活用ください。

3. 防犯のための具体的な注意事項

(1) 住居において

ア. 住居を選ぶ際は、できる限り安全な地域を選ぶようにします。

(ア) ACTでは地区(Suburbという)毎にそれぞれの特色があり、初めて訪れる際は危険な場所かどうかの判断が難しいため、長く住んでいる人などに確認すると良いでしょう。一般的にはCity(Civic)周辺、Belconnen、Tuggeranong等にある大型ショッピングセンター及び各Suburbの中心(Shops)周辺は便利な反面、犯罪発生率が高くなっています。

(イ) ACT警察のホームページには地区ごとの犯罪発生数が一覧表示されています。

参考URL：

<https://www.policenews.act.gov.au/crime-statistics-and-data/crime-statistics>

(ウ) 事前に、昼間だけでなく、住居付近の道路に外灯が設置されていて、夜間でも十分な明るさがあるかなど、夜間の様子も確認しておきます。

イ. 侵入警戒装置を設置し、警備会社のステッカーや「猛犬注意」等のプレートを人目につき易い場所に貼り付けます。

ウ. 紛失しないよう鍵の管理をしっかりとし、紛失や盗難の疑いがある場合は早めにドアノブごと取り替えるなどの処置をします。

エ. ドアや窓の鍵は複数設置して、ドアには訪問相手を確認できるようチェーンや覗き穴を備え付けます。

オ. 建物外から簡単に侵入できるところはないか確認し、ある場合は鉄柵や鍵で補強します。

カ. 屋外にセンサー式防犯灯(センサーライト)や監視カメラを設置します。

キ. 家の前に住所番号表示があるか確認し、緊急時、警察が家をすぐ発見できるようにします。

ク. 玄関や窓が植木で隠れないようにしておきます。

ケ. 庭や玄関周辺に、荷物、遊具、道具等盗まれやすい物を放置しないようにします。

コ. 電話機の脇に、緊急電話番号(「000」等)を掲示し、電話機の短縮ダイヤル機能に電話番号を入力しておきます。また、寝室にも電話機や携帯電話を置き、連絡手段を確保します。

サ. カーテンやブラインドを設置し、家の中が外から確認できないようにします。貴重品を窓やドアから見える所に置かないようにします。

シ. 緊急時に大きなサイレンを発する機器や照明機器を手の届く所に準備しておきます。いざという時に家の外に出るための経路をなるべく2つ以上確保しておきます。

(2) 外出時において

ア. 屋外や公共の場所においては、安易に見知らぬ人の誘いにのらないようにします。

イ. レストラン、パブ等では、薬剤を入れられることもあることから、見知らぬ人から提供された飲料や食べ物は口にしないようにします。特に夜間に若者が集まるパブ周辺では、酒に酔ったの喧嘩や言いがかり、麻薬常習の不審者がいる可能性があるため注意します。

ウ. 携帯電話を使用時やイヤホンで音楽を聞く際に無防備とならないよう、周囲の状況にはよく気を配ります。

エ. バッグを持って歩く場合は、盗られないようなるべく体の前側で持ちます。通行する車や自転車に十分気をつけ、盗られて困る貴重品は分散して身に離さず携行します。なお、ショルダーバッグを肩から斜めに掛けるのは、容易に奪われることが少ない反面、引きずられて怪我をする危険があります。

- オ. 多額の現金や貴重品は持ち歩かず、もし持つ必要があっても、人目につかないように注意します。高級な時計や装飾品は、目的地に着いて装着するなど盗難防止の工夫をします。
- カ. 非常用アラーム等防犯グッズを携行し、万一の際に使用できるようにしておきます。
- キ. 人気（ひとけ）のない場所には行かないようにします。特に夜間は路上での窃盗を警戒し、2人以上で行動するようにします。公共バス（Action）や信頼できるタクシー会社を利用するなど万が一の際に他人の支援が得られるようにします。
- ク. 公共バス利用時は前もって運行スケジュールを確認しておき、バス停での待ち時間をなるべく少なくします。一人でバスに乗車時、乗客がほとんどいない状態であれば、運転手の近くに座り、単独で狙われる危険を少なくします。乗車料金支払いの際はなるべくカードを使用し（※）、もし現金の場合はポケット内に財布とは別に用意しておき、バス停や車内で財布を出さないよう留意します。

※：バス乗車に便利な「MyWay」カードが各ショッピングセンターや各地区の雑貨店・新聞屋（News Agency 等）で売られ、運賃が通常より安くなる他、現金を持ち歩く必要がないので安全です。

参考URL：<https://www.transport.act.gov.au/myway-and-fares/mywayguide>

- ケ. 歩行中に見知らぬ人に付きまといられていると察知した場合は、最寄りの店等に一時的に入り様子を見ます。
- コ. 買い物中や銀行ATMで、銀行カードやクレジットカードがスキミングされることのないよう、不審な機器がカード挿入口に取り付けられていないか、店員や周囲にカード情報を盗み取るような行動がないか注意します。暗証番号の入力時は、手やバッグで入力ボタンを覆い、店員や周囲の者に見られないようにします。

（3）車を運転する場合において

- ア. バッグ、携帯電話、財布、小銭（硬貨）、カーナビ（GPS）等を、車内の見える場所に放置しないようにします。車上荒らしを防止するため、後部トランクに入れ、車外から見えないようにしておきます。
- イ. 路上駐車を避け、カメラが設置された管理の行き届いた駐車場を利用します。可能であれば付近が明るく、利用者が頻繁に通る場所に駐車します。
- ウ. 荷物をトランクに保管する場合は、覗き見されていないか周囲を注意して収納します。
- エ. 盗難防止警報装置等の防犯機器を備えつけます。
- オ. 給油等で一時的に車から離れるときは、短時間であっても、イグニッション・キーを抜き、ドアをロックする習慣を身につけます。
- カ. 郊外では店が少なく開店時間も短いことから、遠距離を移動する場合には、残燃料を常に確認するとともに、出来る限りこまめに給油します。また車には飲料水を備えておきます。
- キ. ヒッチハイカーを見つけても、逆に車を乗っ取られる可能性があることを考慮し、安易に同乗させないようにします。

（4）犯罪に遭遇した場合において

- ア. 不幸にも強盗に遭ってしまったら、身の安全を第一に考え、犯人に逆らわず、また犯人を刺激し、興奮させないように注意します。（犯人の狙いは、ほとんどの場合、金品です。）
- イ. 帰宅時、家の中に不審な兆候（不審者、物音等）を察知した場合には、決して中に入らず安全な場所に移動するとともに、状況によっては警察へ通報します。

- ウ. 不審者を発見した場合には、特徴（服装、髪の色、肌の色等）を記憶しておきます。また、不審者が車両等を使用している時には、その車の型式や色、登録ナンバーも記憶します。
- エ. 公共バス利用時に不審者や不審物を発見した場合には、特に不審者の行動を刺激しないよう注意しつつ、状況が許す限り、なるべく速やかに運転手に通報します。

(5) 日常生活

- ア. 近隣者との信頼関係を普段日常から築いておきます。
- イ. 突然の予期しない訪問者があった場合、安易に扉を開けることなく、身分証明書を提示させ、訪問目的を質問するなどして安全を確認します。
- ウ. 家族やルーム・メイトと防犯の状況について確認しておきます。
- エ. 訪問者の行動や態度がおかしいと判断した時は、躊躇なく警察に通報（131-444）し、助言を得ます。
- オ. 不在であることを示すようながないよう郵便物や新聞を外から見える所に放置しないようにします。同様にゴミ収集箱を家の外に長期間放置しないようにします。
- カ. 毎日同じ時間に家を空ける（学校送迎、習い事等）場合は、不審者が周囲にいないか気を配ると共に、時に出発時間を変える等工夫をします。
- キ. 長期旅行の際は、特に防犯対策を講ずるようにします。
 - （ア）施錠を確実にし、タイマー式スイッチを使用した電灯の点灯・消灯、ラジオの作動などにより不在だと思わせないようにします。
 - （イ）近隣者に一声掛けておき、親しい知人や家主に時々点検してもらいます。
 - （ウ）ドアや窓の開放でアラームが鳴るといった侵入警戒装置など防犯機器を作動させます。
- ク. 居住する地域に防犯組織などがあれば参加し、連絡できるようにしておきます。
- ケ. 要すれば、貴重品には盗難保険を掛けておきます。
- コ. 女性一人のみで居住している場合は、留守番電話の録音メッセージを友人、親族等の男性音声で応答メッセージを録音するなど、狙われない工夫をします。
- サ. 電話の契約等において、電話番号帳(White Page)への記載を行わないようにします。
- シ. 訪問販売は、通常、平日午前9時～午後8時、土曜午前9時～午後5時の間のみ許可されています。その他の時間及び日曜・祝日は事前連絡が必要であり、事前連絡のない来訪者には特に注意が必要です。また、「Do not knock sign」の掲示で、訪問販売を拒否できます。
(参考: <https://www.accc.gov.au/publications/door-to-door-do-not-knock-sign>)

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

- ア. 車は日本と同様に左側通行で、A C T内の道路は比較的広く、交通量も出勤時間帯（午前8時～9時前後）及び帰宅時間帯（午後5時～6時前後）を除き、渋滞は多くありません。
- イ. 制限速度はハイウェイ 100km/h、主要幹線道路 80km/h、住宅地 50km/h（一部 60km/h）、学校の前（通学時間帯）40km/hで、日本よりも比較的に高速です。
- ウ. 市街地と郊外を問わず、信号機の他に「Roundabout（ラウンドアバウト）」と呼ばれるロータリー式の交差点が多いため、進入の際には 40km 以下に減速し、徐行又は一時停止をします。自分から見て右側の車両に優先権があります。

エ. 交差点において、正面の信号が赤であっても、左折レーンがある場合や、一時停止後の左折可能標識がある場合には、左折が可能となっています。

オ. A C T内主要幹線道路以外は照明設備が少なく、また場所によっては照明が全くない道路もあるなど、夜間等で視界が良くない道路もありますので注意が必要です。

カ. 主要幹線道路では、スピード超過、飲酒・酒気帯び運転、麻薬服用運転、自動車・免許証の登録確認等、頻繁に覆面パトロールなどによる取り締まりが行われています。また、繁華街や主要施設周辺では、交通指導員による駐車違反の取り締まりも頻繁に行われています。

(2) 交通事故の現状・原因・対策

ア. 交通事故（交差点での自動車同士の衝突・接触事故、単独事故）が通勤時間帯を主に、頻繁に発生しています。

イ. 特に夕方から深夜、休祝日には、飲酒・酒気帯び運転をしている車が増加します。車線をまたいで走行、フラフラしている車両には近づかないように注意しましょう。

ウ. 交通事故の主な原因は「速度超過」と「不慣れな運転」が挙げられています。制限速度が比較的高速で、交通量が少なく道路幅が広いという道路事情から、制限速度以上で運転しがちになり事故に至ることが多いようです（制限速度の厳守）。また、オーストラリア各州の交通法規を十分に熟知せず、ラウンドアバウトなど日本とは異なった道路の交通形式に慣れないまま車を運転し事故に至ることも多いようです。従って、交通法規を習熟し、運転に慣熟するまでは助言者に同乗してもらうことをお勧めします。

エ. 主要幹線道路脇には、自転車専用の走行帯があり、自転車走行者を巻き込む事故が多く発生しております。交差点や車線変更時には車両・人だけでなく、自転車にも注意を払いましょう。

オ. その他、オーストラリアの特徴として、夜間にカンガルー等の夜行性動物が道路を横断したり、車のライトに向かって飛び出してきたりすることから、特に夜間、郊外での運転には注意が必要です。特にA C T東部のKings Highway等では、ウォンバットやカンガルーが急に現れるだけでなく、そういった動物の死骸が道路上に放置されていることがあり、車の衝突は岩石に当たるほどの衝撃ですので、よく前方を注意して見るのが大切です。

カ. 交通事故の際は、警察の立会いが必要な場合もあれば、相手方と示談をし、インターネットのみで事故報告する場合もあり、普段から事故の際に収集すべき情報をまとめておくと便利です。

キ. 次ページに記載の「万一事故を起こしてしまったら」は、コピーして車に筆記具とともに積んでおくなど、いざという時にご活用ください。

～万一事故を起こしてしまったら～

- ① 事故の際は、まずは周りの安全と怪我の状況を確認し、人命救助を第一に考えます。
- ・道路上に散らかった障害物などがある場合は取り除き、事故の2次発生を防ぎます。
 - ・車を止め、負傷者がいる場合は「000(スリーゼロ)」に電話し、救急車(Ambulance)の出動を要請します。車内に閉じ込められて出られない人がいる場合は消防(Rescue)に出動を要請します。

- ② 以下の個人情報を事故相手と交換します。

氏名：	住所：	電話番号：
免許証番号：	車種・色：	車番(Rego)：

- ③ 今後の問題発生時に備え、目撃者(証言者)がいれば名前と連絡先を教えてください。

- ④ 警察及び保険会社に連絡します。

- ・加害者・被害者ともに24時間以内に警察に報告することが法律で義務づけられています。
- ・致命傷や救急車等による輸送が必要な人身事故、交通渋滞を引き起こす可能性のある事故、示談に至らないケース、事故当事者が飲酒や薬物を使用した疑いのあるケースにおいては、警察を現場に呼んで立ち会ってもらいます。
- ・ACTに所在の各警察署の情報は以下のとおりです(電話番号は共通です)。

警察署	住所	電話
ACT Policing Headquarters (Winchester Police Centre)	Cnr College Street and Benjamin Way, Belconnen ACT 2617	131-444 (02) 6256-7777
Belconnen Police Station	Cnr Benjamin Way and Market Street, Belconnen ACT 2617	
City Police Station	16/18 London Circuit, Canberra ACT 2601	
Woden Police Station	Cnr Callum and Wilbow Street, Woden ACT 2606	
Tuggeranong Police Station	Cnr Soward Way and Anketell Street, Greenway Tuggeranong ACT 2900	
Gungahlin Joint Emergency Service Centre	Cnr Gozzard Street and Anthony Rolfe Street, Gungahlin ACT 2912	

- ・警察の立会いを要しない場合も、インターネット(下記リンク)から事故報告をします。

<https://www.police.act.gov.au/report-and-register/report-collision>

- ・インターネットでの報告では、下記の情報の入力も必要になりますのでメモをとっておきます。

事故発生日時：	場所：	道路の状態：
車の運転状況：	事故がどのように発生したか	

5. テロや誘拐等の脅威について

(1) 豪州におけるテロ情勢

豪州においては、2015年11月に新たな国家テロ脅威警戒システム(※)が導入されて以来、2017年2月現在、引き続き5段階中、上から3段目の「起こりそうである(Probable)」となっています。これは当地治安機関によりますと、テロを起こす能力・意思を持つ個人や集団が引き続き豪州内に存在していることを示しています。

(※:上から「確実(certain)」、「予期される(expected)」、「起こりそうである(probable)」、「可能性がある(possible)」、「予期されない(not expected)」の5段階となっています。)

こういった中、米国、フランス等と同様にシリア及びイラクに空爆を行っている有志連合にオーストラリアは参加し、米国に次いで対IS作戦で軍事的な貢献をしています。オーストラリア国民にとってテロの可能性は身近にあり、引き続きテロの脅威は高い状態にあります。2016年9月にはイスラム過激派組織ISIL(イラクとレバントのイスラム国)がウェブ雑誌上において、オーストラリアの著名な場所を例示しつつ、そうした場所で「不信心者」を殺害するよう呼びかけているほか、同年12月にはメルボルンを標的としてテロを実行しようとした5名の若者が逮捕されるなど、テロ事件の発生・摘発は継続しており、当地連邦警察等にとって、特にISILの広報活動による若者の過激化や、今後シリア・イラクからの帰還戦闘員を含む個人や小グループが簡易な手段で素早くテロを行う可能性は大きな脅威と考えられています。こうした手段によるテロは周到な準備が必要とならないため、活動を早期に事前察知することが困難な場合がありますが、各治安機関は連携してテロの未然防止に取り組んでいます。また、国民に対してテロ情報の提供を求めており、周囲に不審な兆候を発見した場合はナショナル・セキュリティ・ホットラインへ通報することを呼びかけています。

(2) 誘拐事件の発生状況

オーストラリアでは誘拐事件の発生件数は少なく、近年、外国人を標的とする身代金目的誘拐事件については発生していません。

(3) 日本人・日本権益に対する脅威

現在までのところ、ACTにおいて日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威が高まっていることを示す具体的な兆候は、特に認められません。

しかしながら、2016年に入ってから、フランスやトルコ等で相次いでテロが発生する中、7月にはバングラデシュでISILによるレストラン襲撃テロが発生し、邦人7名が犠牲となりました。よって当地において直接的に日本人・日本権益に対する脅威が認められない中でも、最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努めるとともに大勢の人が集まる場所では警戒する、周囲の状況に注意を払うなど、安全確保に十分留意する必要があります。その他、我が国が2016年末に再開した調査捕鯨やイルカ漁に反対する環境・動物愛護団体等が、シドニー、メルボルン、ブリスベン等大都市において小規模ながらもデモや抗議活動を行っています。抗議活動が行われている現場には近づかないようにするとともに、仮に抗議団体等から直接的に抗議を受けた場合には、冷静に対応し、警察に通報するなど、十分な注意が必要です。

6. その他の日常生活における注意事項

(1) 危険な動植物について

犯罪やテロから身を守ることは大切ですが、A C T内外の自然の中には、人の生命を脅かす、日本にはない独特な生き物や植物が存在します。以下はその一例ですが、興味本位で触ったり近づいたりすることのないようにすることが大切です。

ア. 蛇(へび) : ブラウンスネーク (brown snake), アカハラクロヘビ (red-bellied black snake)

ブラウンスネークはネズミ等を常食とすることから草地や家の裏庭など人の身近な場所に現れ、排水溝などに忍び込み詰まりの原因になることがあります。裸足でいると足を噛まれることもあり、ズボンや靴を履いて防止します。アカハラクロヘビは小川や河原にいますので、アウトドアなどで発見することがあります。もし噛まれた場合は、



毒が体に回り内臓や全身が麻痺するなど致命的な症状を防ぐため、動かさずなるべく安静にし、受傷箇所より心臓寄りの部分をバンドで固定して救急車等で病院に急行します。

イ. 蜘蛛(くも) : セアカゴケグモ (red back spider)

オスは体長3~5ミリ(脚は含まない)、メスは体長1~2センチの小さな蜘蛛で、雨に濡れるのを嫌い、バーベキュースタンドや植木鉢、公園の遊具の裏側に巣を作ります。見えないところにいるため、うっかりと指を伸ばして刺されたり、靴の中にいるのに気付かず足を入れて刺されるケースがあります。メスが毒を持っており、もし刺された場合は、激しい痛みと腫れ、発汗・発熱の症状があるので、医療機関を受診した方が良いでしょう。



ウ. 蟻(あり) : キバハリアリ (bull ant)

体長は8ミリから大きいものは4センチにもなる蟻で、草地の土の中や木や岩石の下に巣を作ります。大きなアゴを持ち、アゴで相手を挟んで蜂のようにおしりの毒針で刺します。毒針は蜂のように刺した後には相手の体内に残ることはなく、何度でも刺すことができ、刺されるとかなりの激痛があります。巣を壊したり踏みつけたりすると、攻撃的になり集団で襲いかかってくるため、あまり巣には近づかないようにするなど注意が必要です。



エ. 鮫(サメ) : ホオジロザメ (great white shark)

オーストラリアでは鮫による死傷といった被害が多く報告されており、1958年から2016年にかけては536件、そのうち72件が致命的な被害となっています。世界では毎年100件以上の被害が発生していますが、その半分ほどはホオジロザメによるものです。海水浴やマリンスポーツを行う際は、監視員がいる整備された海水浴場を選び、旗と旗の間を泳ぐようにした方



泳ぐようにした方

が無難です。海の中では、派手な水着を避け、集団で行動した方が狙われにくく、もし近くに鯨を発見した場合は、鯨を刺激せず、他に注意をそらすため、しぶきを立てずに静かに行動した方が良いでしょう。

オ. 鳥：マグパイ (magpie) , ツチスドリ (peewee)

10～12月の春になると、白黒色のカラスに似たマグパイという鳥が繁殖期を迎え、自転車に乗る人やランニングを楽しむ人に襲いかかる (swoop) ことがあります。全てのマグパイが人に襲いかかるわけではありませんが、巣やひな鳥を守るための本能的な行動と見られています。クチバシで正面から襲われて目を失明するといった被害も出ているため、

自転車に乗る際は、ヘルメットとゴーグルを着用した方が良いでしょう。襲われそうになった際は、自転車から降りる、走らずに歩く、鳥の方を見ながら遠ざかるといった方法で、被害を防止できます。ツチスドリはマグパイに似た小型の鳥で、繁殖期においては巣の近くで行動する人を襲うことがあるため、歩いている人も鳥に襲われて怪我をしないよう注意する必要があります。



カ. 毒キノコ：タマゴテングダケ (death cap mushroom)

2～4月の夏から秋になると、公園や庭先など至るところでキノコが生えているのを見かけます。ACTでは、毒キノコで死亡する事案が過去16年間で4件発生しており、野生のキノコに触らないよう呼びかけています。毒キノコを摂取する事案の9割以上がタマゴテングダケによるものと言われています。タマゴテングダケは、ブナやコナラなど落葉樹の近くに生えることが多く、傘がオリーブ色か時折、薄茶色、裏側のひだは白色、柄(え)は白色でつばがあり、かすかなアンモニア臭がします。強い毒性を持ち、料理によっても毒性は排除できず、



食後24時間程度で腹痛やめまい、吐き気、下痢などを引き起こし、その後、肝臓不全から死に至ります。タマゴテングダケ1本が致死量の毒を持つと言われており、見分けが困難なため、野生キノコには近づかず採取しないなどの注意が必要です。

(2) 習慣の違いによるトラブル (子の居所の移動が犯罪になる場合)

オーストラリアにおいては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令 (Parenting Order) が審理中、或いは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国しますと、オーストラリアにおいては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。また、このような場合には、第三国への入国の際にも、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性があります。

IV. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態はいつどこで起こるかを予測することが困難です。ただし、駅・空港や観光地、朝夕のラッシュ時やイベント開催時など、人が多数いる場所・時間が狙われることがあります。被害を受けないためには、普段から様々な情報に目を通し、目立つ服装・車や行動を避け、人混みにはなるべく近づかない、不審者・不審物に注意を払うなど、身を守るための予防策を講じることが重要です。

また、外務省から提供するスポット情報や海外安全情報なども有効な情報となります。万が一に備え、情報を収集し、家族や隣人、親しい知人との間で常に連絡が取れるようネットワーク作りに心掛けるとともに、緊急時の避難場所を把握しておく、携行品や非常用物資などを備蓄しておくといったことも大切です。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

ア. 万が一の緊急事態では、まず自身の安全確保を優先して下さい。近くで銃声や爆発音が聞こえるような状況では物陰に隠れるか、床に伏せるなど、できる限り安全な場所等に避難します。

イ. 爆発事件に遭遇した場合

(ア) 爆発音を聞いたらずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、机等頑丈な物の下に潜り込んでください。

(イ) 複数の爆発物が仕掛けられている可能性もあり、第一の小さな爆発の後に、より大きな第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速やかに離れてください。

(ウ) 瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようにハンカチ等（濡れた物が望ましい）で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援隊に居場所が分かるようにしてください。

ウ. 人質事件に巻き込まれた場合

(ア) テロ当事者は武器を保有している場合が多く、逃亡・抵抗は極めて危険です。基本は苛立たせずに受忍する、平常心と自尊心を保ち、誠実な振る舞いに心掛けることが重要です。

(イ) 長期間になった場合、犯人に対して、人質は信頼や共感する傾向があると指摘されていますが、抵抗することは避けつつも、犯人側に有利となるような行為や過大な情報提供は避けるようにします。

(ウ) 救出作戦が行われる際は、床に伏せ、動かず、声も出さないようにします。可能であれば、机の下等の安全な場所に移動し、ドア・窓の近くやオープンエリアから離れます。

(2) 情報の把握

テレビやラジオを通じて、またA C T、連邦政府機関又は日本大使館のインターネットサイトを閲覧したり、問い合わせたりする等して緊急事態の把握に努めて下さい。万一、上記の手段による緊急避難場所などの情報が不明な場合は、周囲の状況に照らして安全であると判断できれば直接大使館へお越しください。

(3) 緊急時のNHK短波ラジオ周波数
9625kHz (短波放送受信可能なラジオをご準備下さい。)

(4) 大使館の取り組み

事件事故その他緊急事態が発生した時は、日本大使館から当地在留邦人の皆さまにEメール及びSMS (ショート・メッセージ・サービス) を活用してお知らせをいたします。

被害を受けた場合、もしくは被害を受けた方が周囲にいることが判明した場合は、日本大使館にご連絡を頂くようお願いいたします。

3. 緊急連絡先

(1) 在オーストラリア日本国大使館

電話	(02) 6273 3244 (代表)	FAX	(02) 6273 1848 (代表)
住所	112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra, ACT 2600, Australia		
Email	consular@cb.mofa.go.jp (領事メール)		
	emergency@cb.mofa.go.jp (緊急事態が発生し、日本大使館が緊急対策本部を設置した場合に使用いたします。)		
ホームページ	http://www.au.emb-japan.go.jp/jp/		
開館時間	平日午前9時00分～午後5時00分(土日、祝祭日を除く)		

※ 開館時間以外も緊急連絡が取れるように対応しています。

(2) 生命の危険など緊急時 (警察・消防・救急の共通番号)

電話	000 (オーストラリア国内共通番号)
----	---------------------

(3) 警察

ア ACT警察

電話	131 444 (犯罪被害や交通事故により警察の立会いを要する場合の共通番号)
	(02) 6256 7777 (各地域の警察: City, Belconnen, Woden, Tuggeranong, Gungahlin)
	131 237 (空港で警察の立会いを要する場合)
ホームページ	http://www.police.act.gov.au/ (英語, 最新の治安情報が確認できる)
Facebook	https://www.facebook.com/ACTPolicing
Twitter	https://twitter.com/ConstableKenny

イ Crime Stoppers (犯罪阻止ダイヤル: 目撃情報等の通報先)

電話	1800 333 000 (匿名可能, 無料, 英語, 24時間対応: 豪州内共通番号)
----	--

ウ National Security ホットライン (テロに関する情報の提供先)

電話	1800 1234 00 (匿名可能, 無料, 通訳可能, 24時間対応: 豪州内共通番号)
----	--

(4) 消防 (緊急庁 : ACT Emergency Service Agency)

電話	13 22 81 (山火事における通報先, 24 時間)
	132 500 (サイクロン, 洪水, 嵐, 竜巻等の災害における通報先, 24 時間)
	(02) 6207 8609 (ACT Rural Fire Service: 山火事に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6205 2927 (ACT Fire & Rescue: 火災, 救援に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6200 4126 (ACT Ambulance : 救急について緊急時以外の患者輸送の要請)
Email	esahaveyoursay@act.gov.au (ACT ESA, 英語, 全般的な質問を受け付ける)
ホームページ	http://www.esa.act.gov.au/ (最新の交通事故, 山火事等緊急情報が確認でき, HP 内で日本語を選択することにより, 日本語での閲覧が可能)
Facebook	https://www.facebook.com/actemergencyservicesagency
Twitter	https://twitter.com/act_esa

(5) 病院

電話	Canberra Hospital : (02) 6244 2222
	Calvary Hospital : (02) 6201 6111
	John James Memorial Hospital : (02) 6281 8100
	National Capital Private Hospital : (02) 6222 6666
	Queanbeyan Hospital(NSW) : (02) 6298 9211

(6) 観光案内所

電話	Canberra and Region Visitor Centre (CRVC) : 1300 554 114(日本から:+61 2 6205 0044)
ホームページ	http://visitcanberra.com.au/visitor-information (地図等当地の情報が収集可能)
Facebook	https://www.facebook.com/VisitCanberra
Twitter	https://twitter.com/VisitCanberra

(7) 航空会社

電話	1800 04 7489 (日本航空, オセアニア地区, 日本語可能)
	131 313 (カンタス航空, 英語のみ)
	136 789 (バージンオーストラリア航空, 英語のみ)
	131 538 (ジェットスター航空, 日本語可能)

(8) その他

電話	131 881(移民省キャンベラ支局)
	131 450(翻訳・通訳サービス)
	(02) 6207 7000(車・免許証登録)

